新設分割公告

当社は、新設分割により新設するグリコチャネルクリエイト株式会社（住所大阪市西淀川区歌島四丁目六番五号）に対して、当社のオフィスグリコ事業及び直営店舗に係わる事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお、当社は会社法第八〇五条に基づき株主総会の承認決議を経ずにこれを決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十八年三月二十三日

大阪市西淀川区歌島四丁目六番五号

江崎グリコ株式会社

代表取締役社長　江崎　勝久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十三日

東京都渋谷区代官山町二〇番三号

合同会社ＫＹＭパートナーズ

代表社員　大貫　功二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月二十五日であり、組織変更後の商号はスパークス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十三日

東京都葛飾区小菅二丁目八番二二号

合資会社バイナリー研究会

代表社員　原　明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十三日

愛知県刈谷市築地町五丁目一番地一〇

合資会社杉田鉄工所

代表社員　杉田　圭亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年三月二十三日

静岡県静岡市駿河区西脇五四三番地の七

有限会社小野商店

取締役　小野　守

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円、資本準備金の額を九千八百三十六万九千五百九十八円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年三月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月三十一日

掲載頁　一五九頁（号外第一九六号）

平成二十八年三月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

株式会社パソナテック

代表取締役　吉永　隆一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年四月十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十三日

東京都調布市下石原一丁目五四番地一

株式会社第一機電

代表取締役　城井　正純

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年四月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十三日

東京都豊島区西池袋一丁目五番三号

株式会社ＣＯＰＩＬＡ

代表取締役　秋山　崇光

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年四月下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月二十三日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

スマートモバイルコミュニケーションズ

株式会社　代表取締役　鈴木　敬

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月二十三日

広島市中区南千田東町一番二三号

株式会社宝工務店

代表取締役　林　伸光

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である太田義和が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十三日

埼玉県越谷市南越谷二丁目三番四号

オーツーテクノ　インコーポレイテッド

日本における代表者　太田　義和

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を金一億八千七百七十三万八千四百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月二十五日

掲載頁　一二二頁（号外第四十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月二十五日

掲載頁　一二三頁（号外第四十一号）

平成二十八年三月二十三日

大阪市淀川区新高四丁目四番一〇号

（甲）三徳商事株式会社

代表取締役　廣瀬　泰正

大阪市淀川区新高四丁目四番一〇号

（乙）株式会社三麗

代表取締役　廣瀬眞理子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十八年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年三月二十三日

東京都渋谷区代々木一丁目三八番五号

株式会社ジェイ・エス・プラス

代表取締役　神津　大介

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年二月二十四日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
九	二	三	「岩崎　輝」	は取消しにより削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十三日付第六三号三号六五六ページ●同日付政号三二ページ

二ページ●同日付第六四号四八ページ●同日付第六五府調達第五五号一二ページ●一月二十六日付衆会第七

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）